

# 盛土規制法の運用開始に伴う 開発許可の取扱い

- ・**令和8年10月1日**より、盛土規制法に基づく規制区域が指定され、盛土等を行う際は、許可等の手続きが必要となります。
- ・規制区域指定以降、都市計画法に基づく開発許可を受けた場合、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。（「**みなし許可**」）
- ・規制区域の指定前に、規制対象となる工事に既に着手している場合は、規制区域の指定日から21日以内に盛土規制法に基づく届出が必要です。規制開始前後の申請等の状況によって、手続きの取扱いが異なりますので、ご注意ください。

## 「みなし許可」について

- 令和8年10月の盛土規制法の**規制区域指定日以降の開発許可**について、以下のいずれにも該当する場合は、盛土規制法の「**みなし許可**」として取扱うこととなります。
  - ① 宅地造成等工事規制区域若しくは特定盛土等規制区域内である場合（県内は、ほぼ全域を区域指定）
  - ② 開発許可及び盛土規制法の許可対象規模である場合
- 「みなし許可」の場合は、開発許可の許可基準等と併せて、**盛土規制法の技術基準への適合や手続等が必要**となります。

## <みなし許可の主な取扱い>

	段階	手続き等	都市計画法	盛土規制法
1	許可申請	工事の技術基準	都計法及び <b>盛土規制法の基準に適合</b>	開発許可で審査
2		設計者の資格	都計法及び <b>盛土規制法の基準に適合</b>	開発許可で審査
3	許可後	標識の掲示	都市計画法の標識掲示	<b>盛土規制法の標識掲示</b>
4		工事着手届	届出が必要	手続き不要
5		変更許可・軽微な変更	申請・届出が必要	手続き不要
6	施工中	中間検査	—	<b>申請が必要（対象規模で特定工程がある場合）</b>
7		定期報告	—	<b>報告が必要（対象規模である場合）</b>
8	完了時	完了検査	届出（検査）が必要	手続き不要

## みなし許可の対象となる工事

**赤字** 宅地造成等工事規制区域

**青文字** 特定盛土等規制区域

要件	①盛土で高さが <b>1m超 2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超 5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

# 盛土規制法の運用開始に伴う 開発許可の取扱い

## 中間検査・定期報告の対象

	対象規模	申請等
中間検査	以下のいずれかに該当する場合 ①盛土で高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で高さが5mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが5mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが5mを超えるもの（①～③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（①～④を除く）	<b>特定工程※がある工事</b> は、特定工程の工事完了後、中間検査を受ける
定期報告		許可後、 <b>3か月ごとに</b> 工事の進捗状況について <b>報告</b>

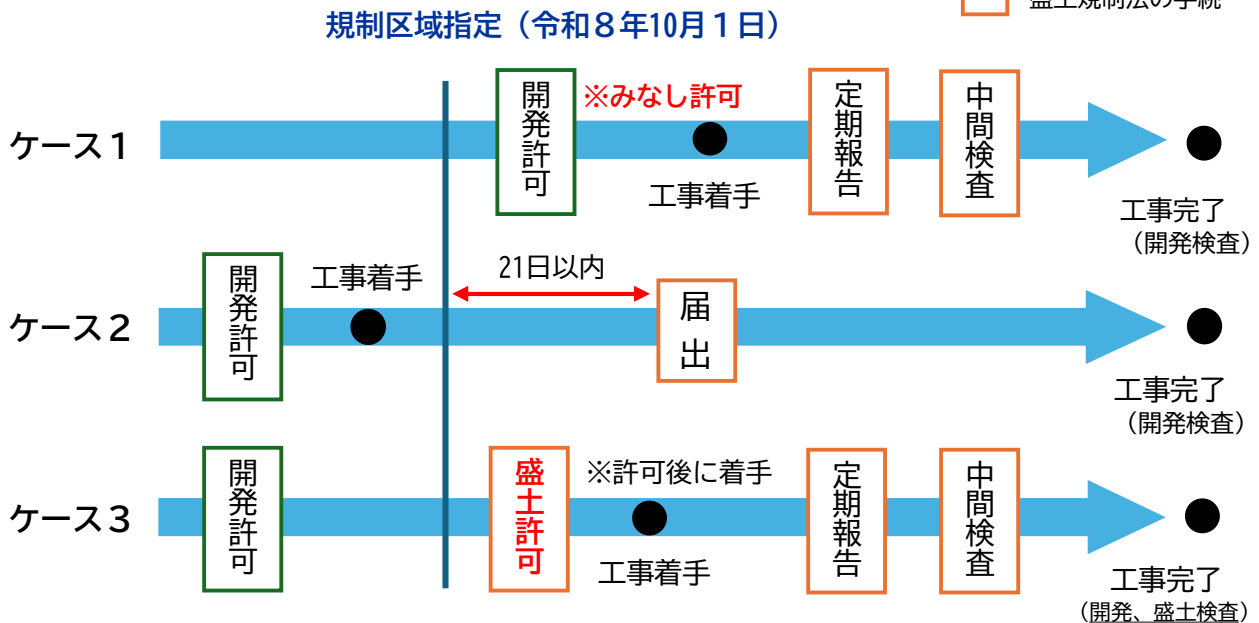
※ 特定工程は、暗渠型排水施設がある工事が対象となる。

## 区域指定前後に開発許可を受けた工事の取扱い

- 規制区域の指定日以降に開発許可を受け、盛土規制法の許可対象である場合  
⇒ 「**みなし許可**」の扱いとなります。
- 規制区域の指定日より前に開発許可を受け、工事着手済みかつ未完了の場合  
⇒ 区域指定日から**21日以内**に盛土規制法の**届出**（第21条、第40条）が必要です。
- 規制区域の指定日より前に開発許可を受け、規制区域指定日時点で工事未着手の場合  
⇒ 改めて、**盛土規制法の許可が必要**です。

### <区域指定前後の許可等手続きフロー>

凡例：  
  都市計画法の手続  
  盛土規制法の手続



沖縄県の盛土規制法の取組状況の詳細や最新情報は  
 「沖縄県 盛土規制法」公式ホームページでご確認ください

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/kenchiku/1013447/1031028.html>

